

令和 元年 10 月 1 日

任意継続・特例退職 被保険者各位

保険料 ゆうちょ銀行自動払込手数料の改定について

当健康保険組合の事業運営につきましては、日頃から格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年 10 月 1 日の消費税率の改定にともない、ゆうちょ銀行における各種送金サービスの料金も改定となりました。

このため、当組合における保険料の自動払込手数料が、現在の 1 回につき 32 円から以下のとおり改定されますので、お知らせいたします。

令和元年 10 月分（10 月 7 日引落分）より、1 回あたり 33 円

※ 払込日：5 日・再払込日：9 日（休日の場合は翌営業日）

なお、以上の改定にともない、保険料の引落しに際して残高不足とならないようご注意ください。

また、残高不足により 5 日および 9 日とも振替不能になった場合は、10 日（当組合着金）までに銀行振込が必要となります。振込がなかった場合は納期の翌日付で資格喪失となりますので、十分ご注意ください。

以上、ご不明な点等ございましたら、当組合 資格課までお問い合わせくださいますよう、お願いいたします。

外国運輸金融健康保険組合

業務部・資格課

TEL：03-3574-8217